

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 422

平成19年 6月11日(月曜日)

## 社外重役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F  
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

F

P

税務会計

ネットバンキング不正相次ぐ  
補償トラブルに法改正高まる

ネットバンキングの利用者がパスワードなどを盗まれ、不正にお金が引き出される被害が続出している。金融庁によると郵便局を合わせ被害額は過去3年間で約3億円にのぼる。日本情報保全協会には「補償してもらえなかった」などの相談がここ1年で30数件にのぼり、いずれも金融機関による被害補償がされずに「泣き寝入り」してしまうケースが多く、早急な法改正の声が上がっている。

被害補償されないのは預金者保護法(06年2月施行)の適用外にあるためである。法の主旨は盗難や偽造キャッシュカードによる被害は「原則、全額補償」と金融機関に義務付けている。ネットバンキング不正が対象外となった理由について日本銀行によれば、同法案が検討されていた当時は被害が表面化したばかりで実態がつかめていなかった、と指摘し法整備に実情把握が間に合わなかったとしている。ただし各金融機関の自主的判断で補償されるケースもあるという。

ネットバンキング被害の多くは、利用者側の落ち度がほとんどないことだ。自分の口座がいつのまにか残高不足になり、別の口座に勝手に振り込まれていた、などがそれである。これらはIDやパスワードがスパイウェアなどで盗まれる、ウィニ-のようなファイル交換ソフトで流失といったケースで起こるといふ。同法は来年見直しが決まって改正論議は不可避だが、急増するネット取引に、善意の利用者の救済の道が急がれる。

相続特例は特定買換特例に一本化  
買換資産の床面積要件上限を撤廃

土地・建物等の譲渡特例についての2007年度の主な改正は、特定の居住用財産の買換・交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を2009年12月末まで3年間延長、相続等により取得した居住用財産の買換等の場合の長期譲渡所得の課税の特例の廃止などがある。

特定居住用財産の買換等の特例は、2007年4月1日以後に行う居住用財産の譲渡について、買換資産である家屋の床面積要件の上限(改正前280平方メートル)を撤廃した上で、適用期限が3年間延長された。この結果、買換資産の家屋の床面積要件は50平方メートル以上、上限なし、敷地は500平方メートル以下のものとなる。所有期間・居住期間が10年超などのその他の要件は変わらない。また、相続等により取得した居住用財産の買換等の特例が廃止されたことにより、居住用財産の買換については、最低床面積50平方メートル以上に要件が統一された。

相続の買換特例は、特定居住用財産の買換特例に一本化された形となり、今後買換の特例を適用するためには、買換資産について、最低床面積要件や、耐火建築物であれば築25年以内または新耐震建物証明などの築年数要件を満たす必要が出てくる。

こうしたことから、買換特例によらずに、3000万円の特別控除や居住用財産を譲渡した場合の軽減税率を適用するほうが有利な場合もあることに留意する必要がある。

今週のキーワード

ネットバンキング

利用者がインターネットを通じて金融機関のシステムにアクセスし、各種金融サービスを受けること。日本では90年代中頃に始まり、90年代末から本格化した。残高照会や振込・振替等の資金移動をパソコンや携帯電話端末を利用し、金融機関の店舗まで行かずに処理できる。2000年秋にネット専業銀行(ジャパンネット銀行、イーバンクなど)が出現した。スパイウェアなどシステム侵入の犯罪は、ネット銀行の口座番号やカード暗証番号を集め、特定の場所へ流出させるもの。